

災害に関するお知らせ

NO. 1

平成29年7月14日
朝倉市長 森田 俊介

7月5日からの大雨により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

朝倉市では、災害に伴う様々な被害に対し、全力を挙げ早期の復旧に努めているところです。一日も早く、皆様が元の生活を取り戻せるよう取り組みを行いますのでご支援とご協力をお願いします。

☆今後の様々な手続きのために

一日も早く、家屋その他被害を受けたところを元の状態に戻すため、復旧作業を進められと思いますが、今後の様々な手続きを行う上で、被害の状況(復旧前)の写真が必要な場合が多々あります。
復旧作業される前に、必ず写真を撮影しておいてください。写真が無い場合は、支援を受けられない場合があります。

◎罹災証明書の申請について

り災証明書は、

市役所本庁税務課 朝倉支所市民窓口係 杷木支所市民窓口係

で行っています。
税務課

詳しくは、税務課までお問合せ下さい。
(22-1111(内線158・161・166))

※ 証明書発行までには当分の間時間を要しますがご理解とご協力をお願いします。

◎被害家屋の消毒について

環境課では、消毒剤の配布を行っています。詳しくは環境課までお問い合わせください。
環境課 (23-1153)

◎災害ごみの排出について

大雨による災害ごみの受け入れを3か所で行っています。持ち込めるごみは、今回の大雨のによる災害ごみが対象です。※衛生面から生ごみや紙おむつは持ち込まないでください。

環境課 (23-1153)

◎各種問い合わせ先について

市役所代表電話(22-1111)

- | | | | |
|--------------------------|---|---------|-------------|
| ○ 道路 (市道) | → | 建設課 | (内線216) |
| (国・県道) | → | 県土整備事務所 | (22-3910) |
| ○ 住宅支援関係 | → | 都市計画課 | (内線236・242) |
| ○ 被災者生活再建支援制度、
災害見舞金等 | → | 福祉事務所 | (内線114・124) |
| ○ 市税等の減免 | → | 税務課 | (内線160・161) |
| ○ 母子寡婦福祉資金の貸付 | → | 子ども未来課 | (内線126) |
| ○ 障がい者関連制度の自己負
担額の減免等 | → | 福祉事務所 | (内線120・121) |